

価格別紙参照

建築条件なし

北区鶴羽田町 全2区画

【人気の北部東小学校校区！】

所在地	熊本市北区鶴羽田町1080-2 東側 【ナビ検索】		水道加入金	一律 69,500円	無料 査定 受付 中 ！	不動産 売買 専門 店
区域区分	市街化区域		受益者負担金	㎡×200円		
用途地域	第一種低層住居専用地域		仲介手数料	売買代金×3%+6万円×1.1(税)		
接道	南側:公道 西側:公道		電柱位置	-		
交通	電鉄バス:鶴の原南口 徒歩約4分		小学校 中学校	北部東小学校/ 北部中学校		
建蔽/容積	40%/80%	地目 宅地	引渡時期	相談		
上水	4号地:宅内 5号地:前面	下水 4号地:宅内 5号地:前面	取引形態/ 広告有効期限	媒介/令和8年6月22日		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・現況渡しになります。(現況更地) ・盛土規制法による規制対象区域内です。 ・期間限定で、建築条件なしで販売中！ 					

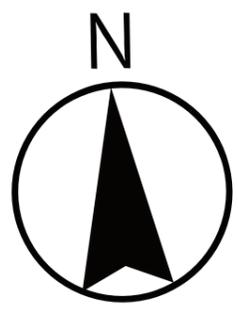
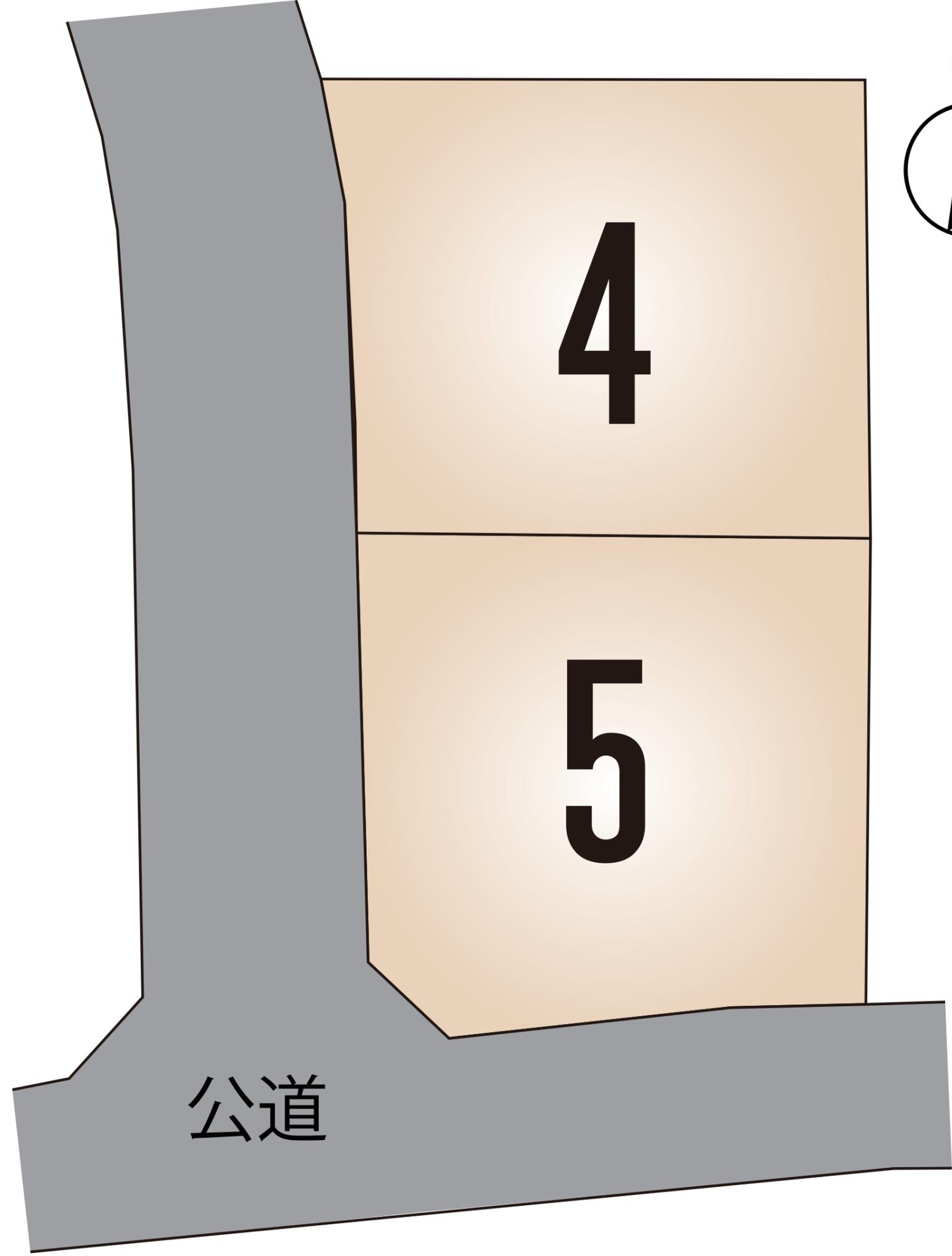


不動産に価値を見出す

CLEVER TREND

株式会社 クレバートレンド

熊本県知事(1)第5868
熊本市中央区八王寺町48番15-103号
TEL:096-234-9770/FAX:096-234-9550
担当(後藤)080-3377-7116



4

5

公道

～熊本市北区鶴羽田町 全2区画 価格表～

区画	面積	坪数	価格
4	166.29 m ²	50.30 坪	14,800,000 円
5	171.16 m ²	51.77 坪	15,800,000 円

面積・価格等は予告なく変更する場合がございます。

※完成前分譲地の場合は、記載㎡が若干誤差が生じる場合があります。
実測清算なし。

最終更新日：令和8年3月23日

熊本市中央区八王寺町48番15-103

[TEL:096-234-9770](tel:096-234-9770)

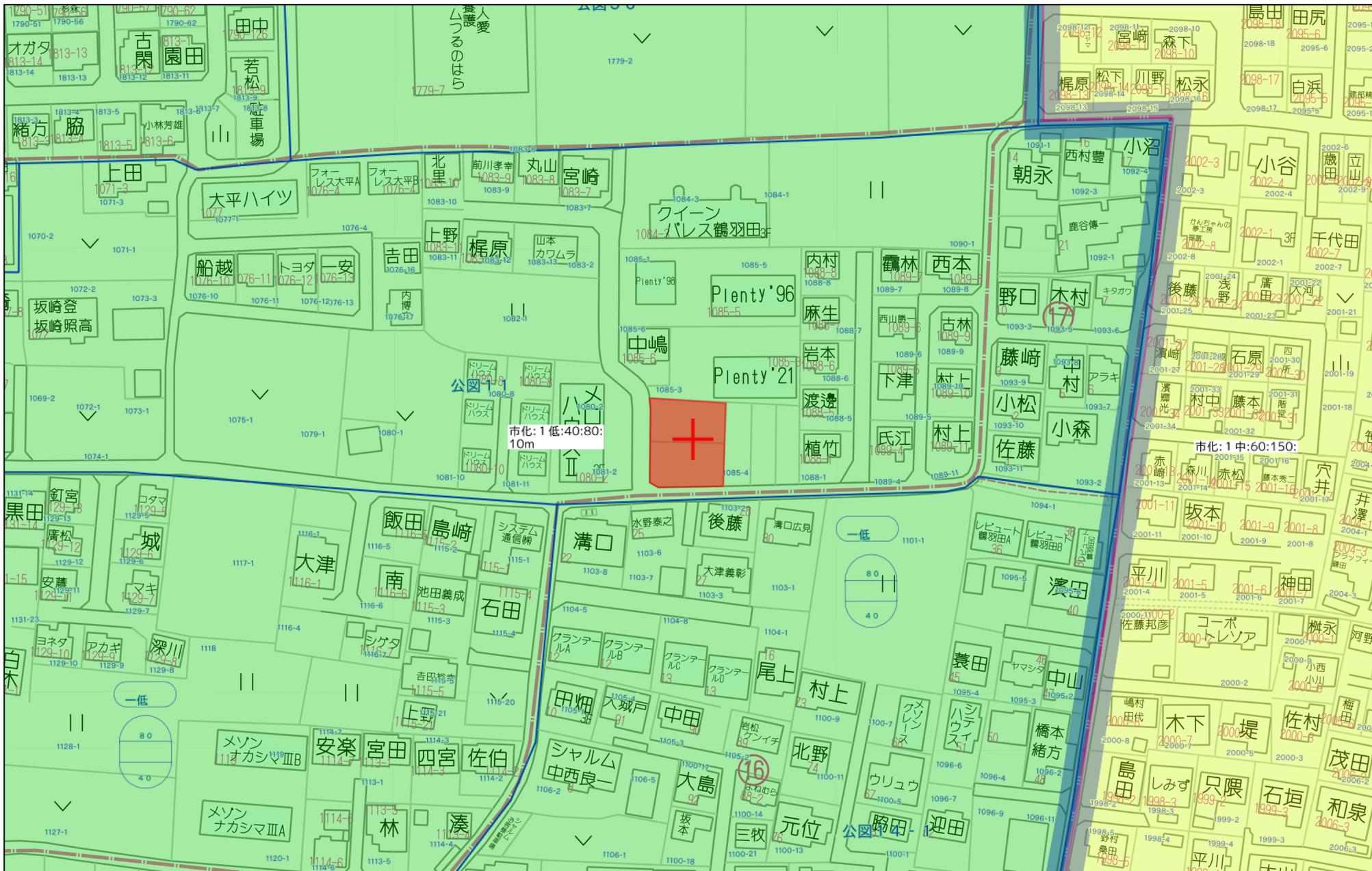
[FAX:096-234-9550](tel:096-234-9550)



不動産に価値を見出す

CLEVER TREND

株式会社 クレバートレンド



60m

1:1500

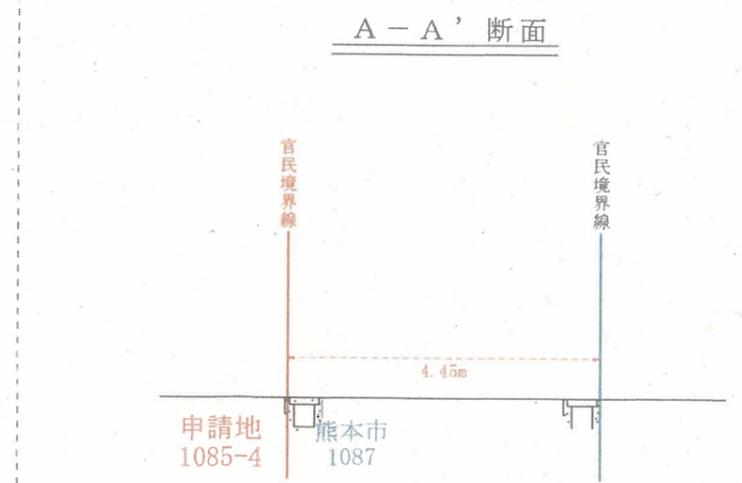
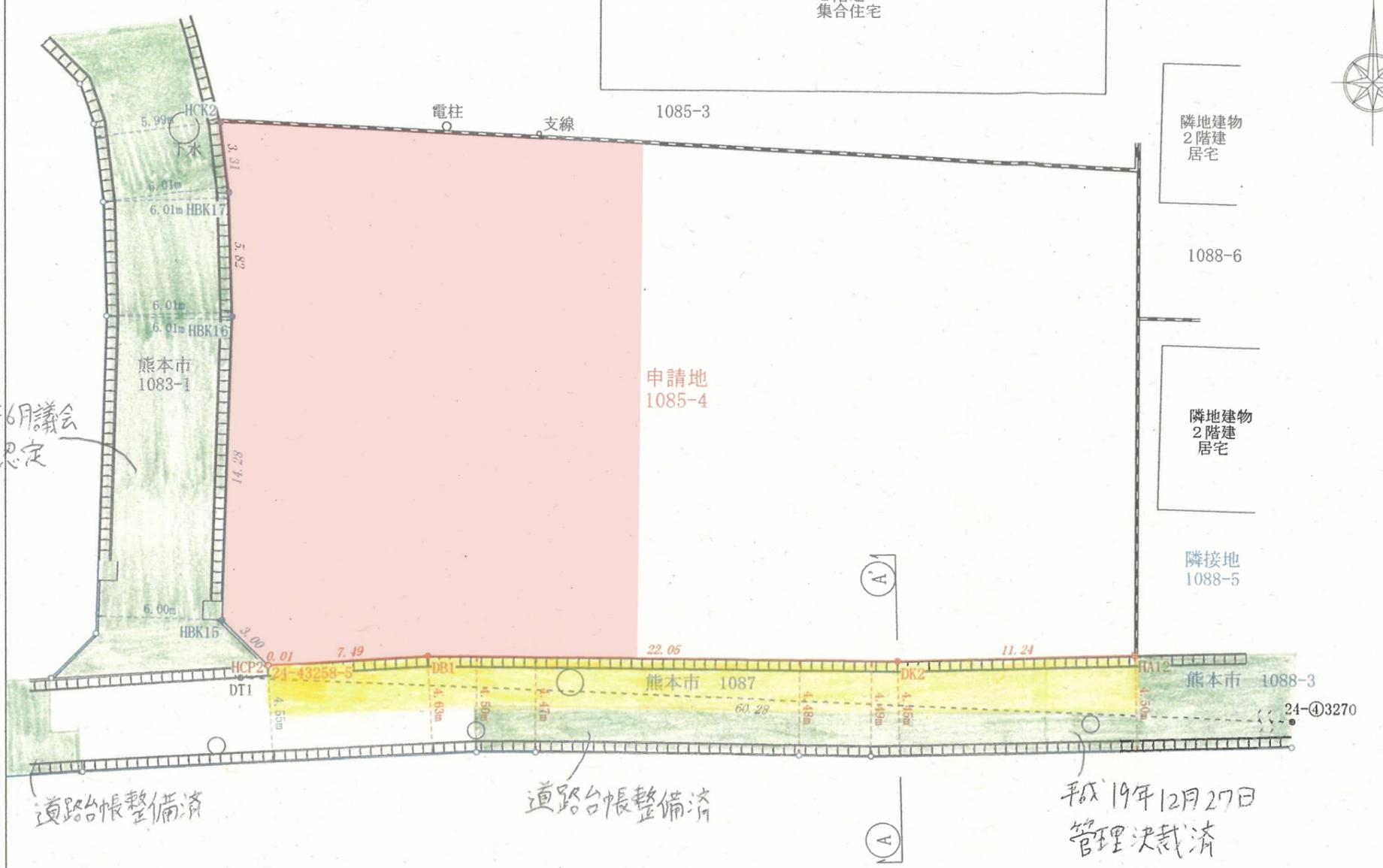
平面図

S = 1 : 250

境界確定平面図

断面図

S = 1 : 100



本立会は、市道との境界線の立会であり、その他の境界線については関知しない。

境界設定立会日 **令和5年12月11日**
 境界設定立会者 **宮崎 永田**

点名	X座標	Y座標	備考
HCP2	-14795.915	-25278.505	金属標(既・普)
24-43258-5	-14795.915	-25278.490	計算点
DB1	-14795.443	-25271.005	金属釘(新・普)
DK2	-14795.541	-25248.951	金属標(既・普)
HA12	-14795.185	-25237.711	コンクリート杭(既・永)

点名	X座標	Y座標	備考
HBK15	-14793.798	-25280.636	金属標(既・普)
HBK16	-14779.520	-25280.171	金属標(既・普)
HBK17	-14773.700	-25280.341	金属標(既・普)
HCK2	-14770.414	-25280.742	金属標(既・普)

点名	X座標	Y座標	備考
24-④3270	-14798.674	-25219.528	真鍮鋸(既・永)
DT1	-14796.503	-25279.774	金属釘(既・永)

熊本市道路台帳基準点: 管理者によるパラメータ変換済

点名	X座標	Y座標	備考
24-④3258	-14798.320	-25309.536	真鍮鋸(既・永)
24-④3270	-14798.674	-25219.528	真鍮鋸(既・永)

(新: 新設 既: 既設)
(普: 普通 永: 永久)

立会年月日
 2023年12月11日
 2023年12月16日

図名	平面図・断面図		
図番	1 / 1	縮尺	図示
場所	熊本市北区鶴羽田町字垣ノ外 1085番4		
作成年月日	2023年12月18日		
熊本市東区月出四丁目4番130号	土地家屋調査士法人 I Trust TEL 096-335-7788		

平成20年6月議会
 市道認定

道路台帳整備済

道路台帳整備済

平成19年12月27日
 管理決裁済

文書番号	北土起2401190006	起案日	2024年 1月19日
決裁区分	室の長	決裁日	2024年 1月22日
分類名称	建設・都市計画/道路/管理	分類記号	001607003
ファイル名	[管理財産班]境界立会	保存期間	10年(年度)
所属名	北区役所 区民部 北区土木センター 総務課		
文書件名	市道境界立会願(北区鶴羽田町)		

添付文書名	区分	添付文書名	区分

このことについて別紙のとおり確定してよろしいか。

申請者住所



申請者氏名

申請地 熊本市北区鶴羽田町字垣ノ外1085番4

市道名 鶴羽田町第6号線



境界確認概要

申請地 北区鶴羽田町1085-4

立会年月日 令和5年12月11日

立会者 宮崎、永田

【概要】

申請地西側は鶴羽田町第45号線、申請地南側は鶴羽田町第6号線に接している。

西側市道については、平成20年6月議会で新規認定の市道であり、境界は確定済みである

南側市道については、道路台帳整備時に境界が確定しているが、現地の境界標と道路台帳の座標に相違があったため、本立会で確認するもの。

関係地権者と協議した結果、側溝いっぱい境界を確認した。

境界確認書

(関係地権者用)

熊本市長(宛)

下記表示にある申請地と隣接する熊本市公共用財産との境界は、令和5年12月11日の現地立会において協議成立した境界標(木杭、プラスチック杭、コンクリート杭、金属釘、ペイント、明示板、側溝、ブロック塀:後日コンクリート杭又は金属明示板を設置)を順次直線で結んだ線をもって、境界線であることを確認します。(但し、民民界は兼ねないもの。)

記

申請地 熊本市北区鶴羽田町字垣ノ外1085番4

熊本市公共用財産 確認区分(該当項目に☑を記入)

- 道路(国道・県道・市道) 路線名:
- 河川 (準用河川・1級河川・2級河川) 河川名:
- 法定外公共物 (法定外道路・法定外河川)
- 公園
- その他

令和5年12月11日

[土地所有者確認欄]

所在・地番	住所	土地所有者ほか氏名	続柄※	印
1085-4				
1088-1				

※続柄については、代理立会の場合のみ記入

(立会担当職員: 北区土木センター総務課 宮崎)



南側

熊本市道 路線の変遷

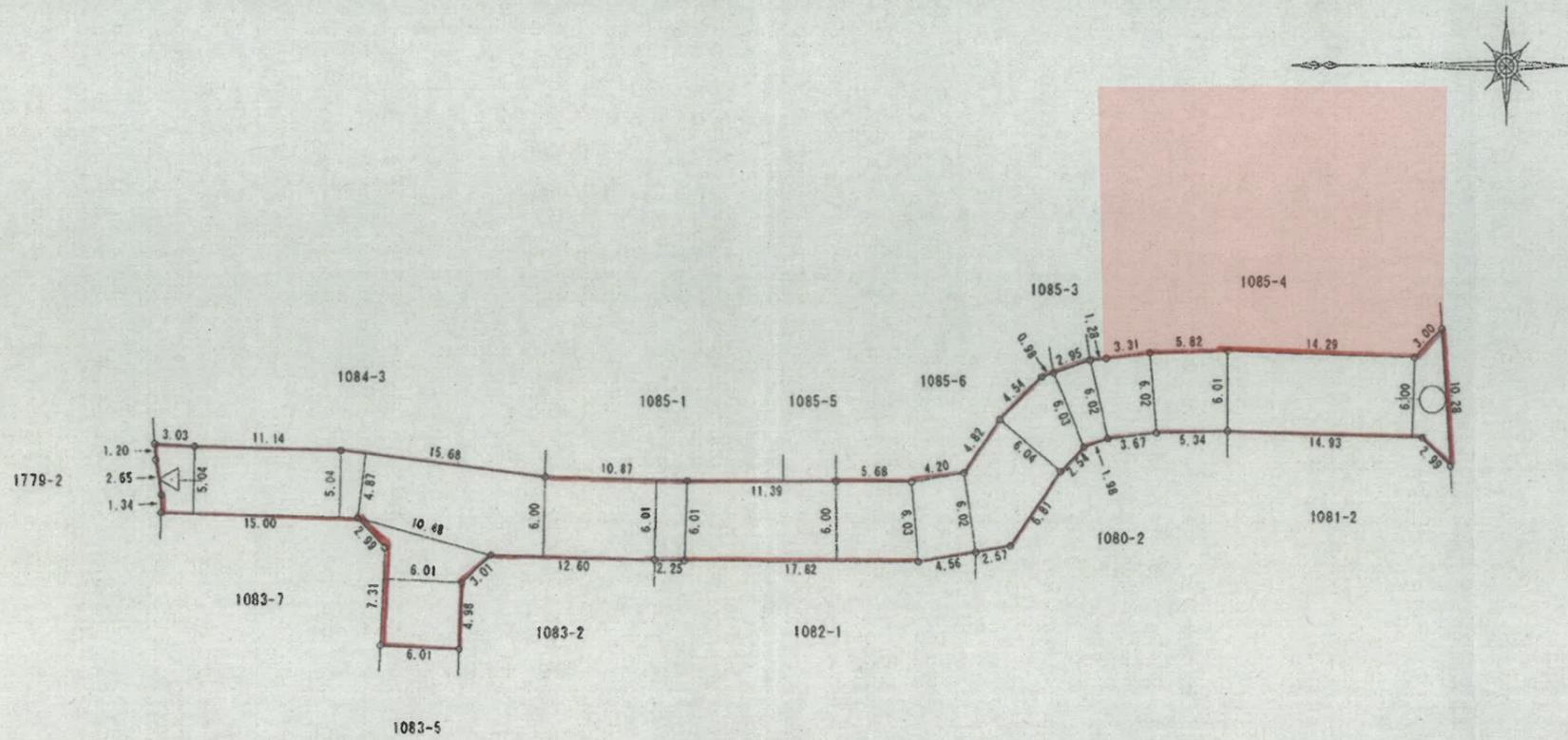
24-169

路線名	起 点 (番地先から) 終 点 (番地先まで)	重要な経過地 (番地先)	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	告 示					備 考
					認 定	区域決定	供用開始	住表変更	廃 止	
1 鶴の原鶴団地線	北部町鶴羽田垣の外1068 北部町鶴羽田沖野1779-3		2.8~3.0	419.0	H2.3.22 第8-1号	H2.3.22 第8-2号	H2.3.22 第8-3号			
2 鶴羽田町第6号線	鶴羽田町1041-91 鶴羽田町1091-1		4.1~7.5	416.7	公 変 H4.3.30 第92号	H4.3.30 第94号	H4.3.30 第95号			
3										
4										
5										

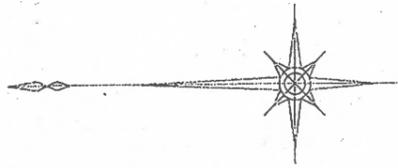
路線名	道路の区域 (番地先から) (番地先まで)	供用開始(廃止)の区間	新 旧 幅 員 (m)	延長 (m)	告 示				備 考
					区域変更	供用開始		供用廃止	
1 鶴の原鶴団地線		北部町鶴羽田垣の外1068 北部町鶴羽田沖野1779-3	旧 新					H4.3.30 第91号	
2 鶴羽田町第6号線	鶴羽田町1041-91 鶴羽田町1091-1		旧 4.1~5.5 新 4.1~5.5	416.7 417.9	H7.3.30 第100号	H7.3.30 第101号			
2 鶴羽田町第6号線	熊本市北区鶴羽田町1074番1 熊本市北区鶴羽田町1129番5		旧 4.5~4.6 新 5.0~5.0	35.1 35.1	H25.3.29 第207号	H25.3.29 第208号			
			旧 新						
			旧 新						
			旧 新						
			旧 新						
			旧 新						
沿革									

A=655.02m²

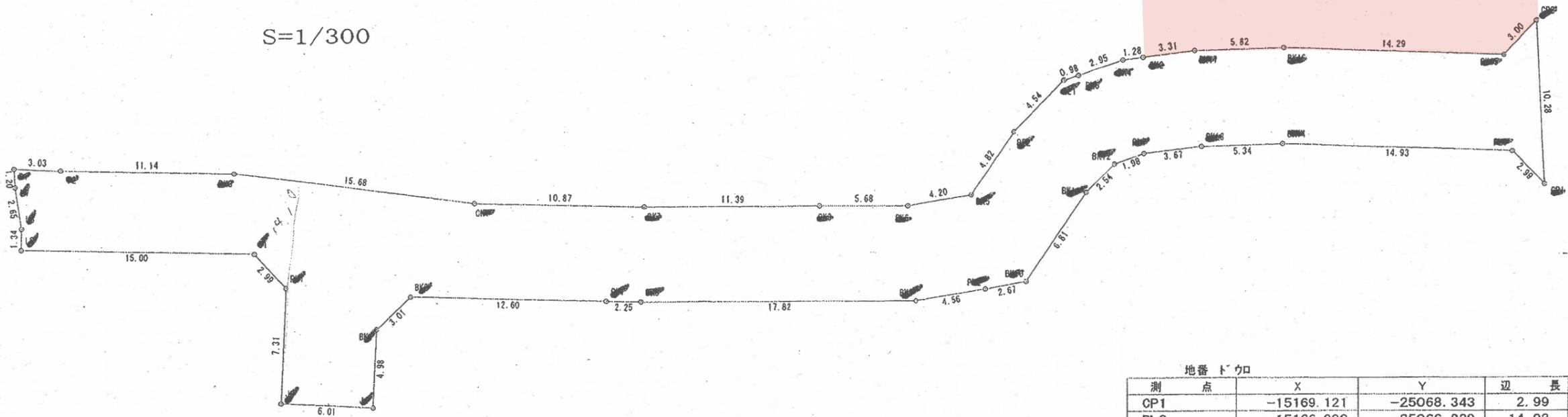
整理番号	24-470	道路の種類	市道	路線名	鶴羽田町第45号線
認定年月日	平成 年 月 日	認定告示番号	第 号	延長 L=102.3m	幅員 W=4.87m W=14.10m
起点	鶴羽田町1081-2	終点	鶴羽田町1084-3	縮尺	1/500



凡 例	
	市道区域
	市道境界
	起 終 点



S=1/300



地番トウゴ

測点	X	Y	辺長
CP1	-15169.121	-25068.343	2.99
PL8	-15166.998	-25066.239	14.93
BK14	-15152.079	-25065.776	5.34
BK13	-15146.745	-25065.934	3.67
PL7	-15143.098	-25066.367	1.98
BK12	-15141.226	-25067.011	2.54
BK11	-15139.430	-25068.808	6.81
BK10	-15135.573	-25074.422	2.67
PK2	-15132.948	-25074.895	4.56
BK9	-15128.441	-25075.621	17.82
BK8	-15110.624	-25075.576	2.25
PK1	-15108.373	-25075.514	12.60
BK2	-15095.779	-25075.140	3.01
BK1	-15093.582	-25077.192	4.98
J4	-15093.322	-25082.167	6.01
J3	-15087.318	-25081.856	7.31
PL1	-15087.700	-25074.551	2.99
S1	-15085.685	-25072.341	15.00
L5	-15070.694	-25071.912	1.34
L6	-15070.730	-25070.571	2.65
L7	-15070.328	-25067.955	1.20
P1	-15070.266	-25066.760	3.03
P2	-15073.292	-25066.944	11.14
BK3	-15084.428	-25067.267	15.68
CK1	-15099.982	-25069.266	10.87
BK7	-15110.848	-25069.568	11.39
CK3	-15122.237	-25069.601	5.68
BK6	-15127.919	-25069.614	4.20
BK5	-15132.064	-25068.938	4.82
PE2	-15134.779	-25064.955	4.54
PE1	-15138.000	-25061.751	0.98
PL6	-15138.934	-25061.439	2.95
BK4	-15141.732	-25060.500	1.28
CK2	-15143.002	-25060.338	3.31
BK17	-15146.288	-25059.935	5.82
BK16	-15152.107	-25059.761	14.29
BK15	-15166.386	-25060.216	3.00
CP2	-15168.501	-25058.084	10.28
倍積	1310.045094		
面積	655.0225470	地積	655.02 m ²

38



道路境界確認書

町字画外
1085-1
熊本市鶴羽田手目1085-3番地の私有地に隣接する道路の境界は
1085-5
1085-6

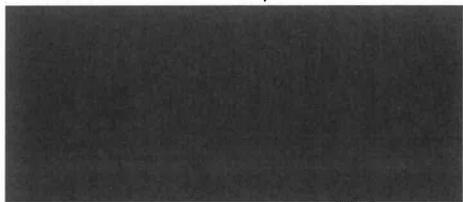
平成 年 月 日現地立会で承認設置した境界標（木杭、コン
クリート杭、鋸、側溝、ブロック塀）をもって境界線であることを
確認します。

平成/年 3月20日

土地所有者

住所

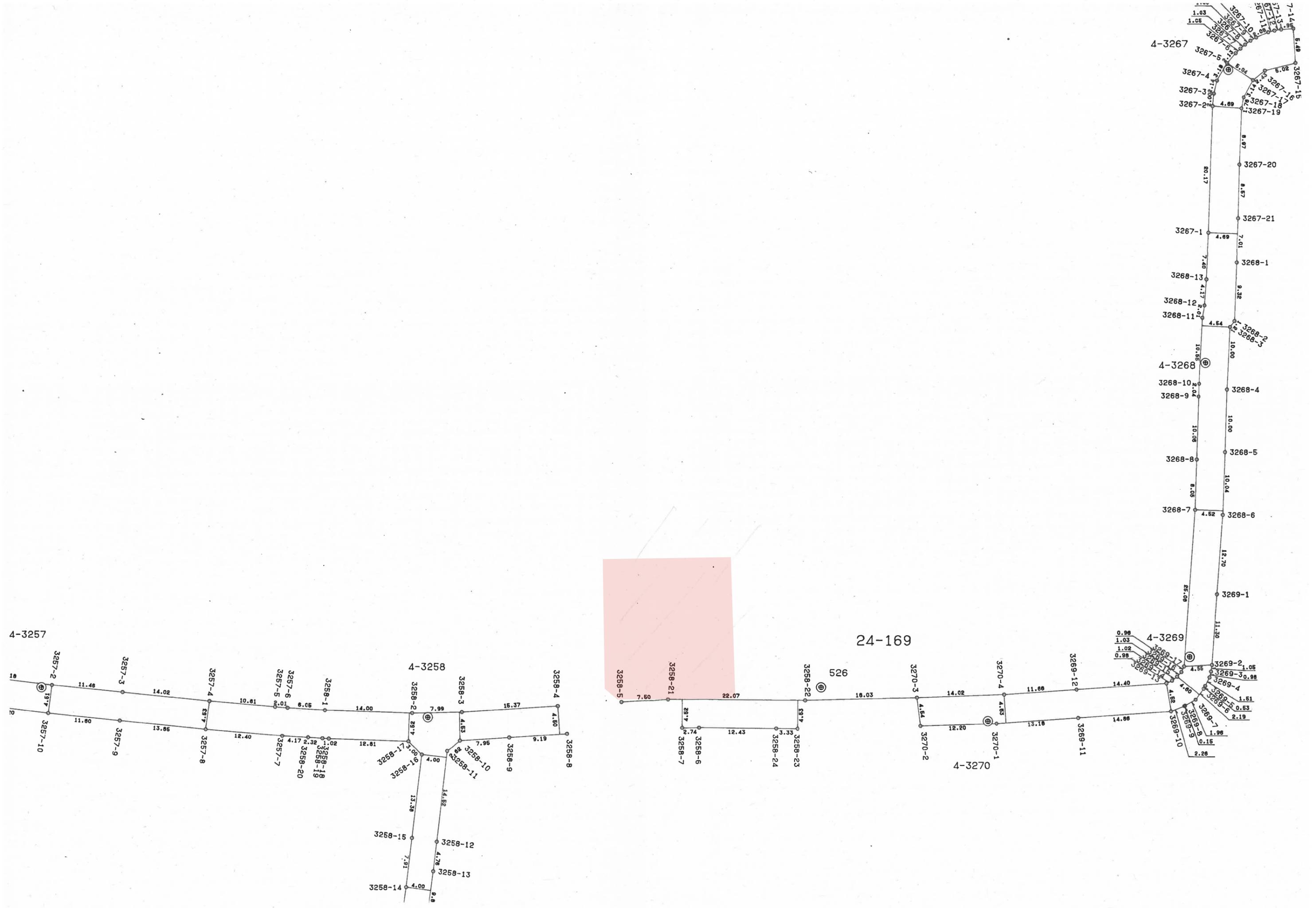
氏名



熊本市長

様





市道路線番号
(24 - 16)

2号様式

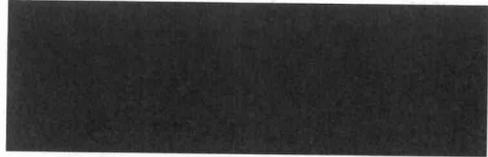
道路境界確認書

建設省所管国有財産部局長受任者
熊本市長 田尻靖幹 殿

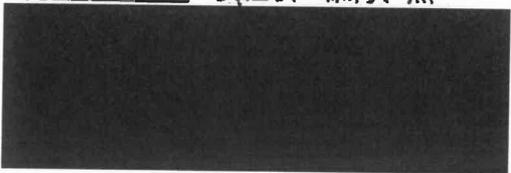
熊本市 ^町 鷺羽田 丁目 1085-1 番地の私有地と隣接する道路との境界は、平成 5 年 11 月 19 日現地立会で、承認した境界標（木杭、コンクリート杭、^釘 側溝、ブロック塀：後日コンクリート杭又は金属明示板を設置）を順次直線で結んだ線をもって、境界線であることを確認します。

決定道路幅員 m ~ m
平成 年 月 日

土地所有者
住 所
氏 名

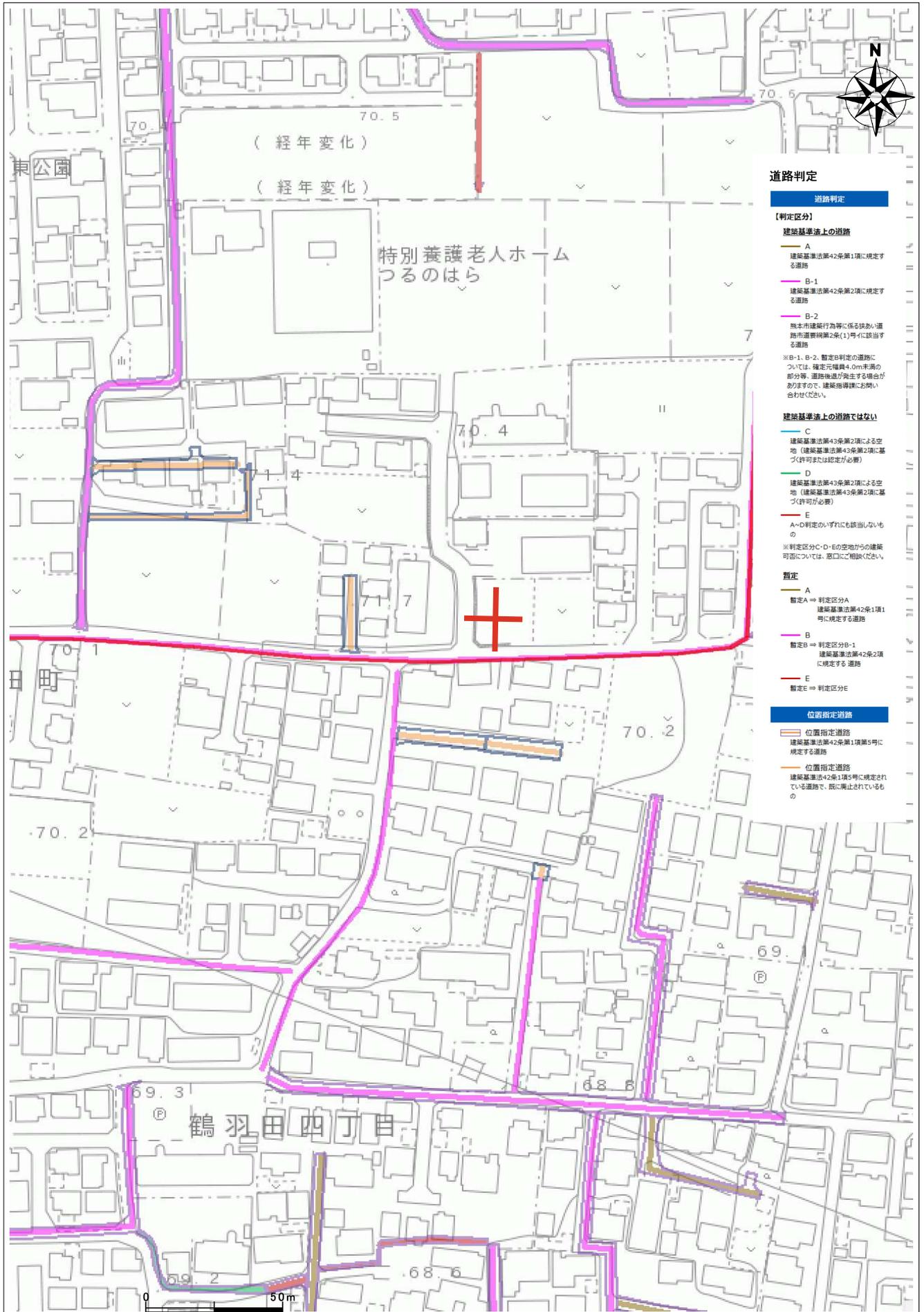


代理立会人 続柄 _____ 委任状 添付、無
住 所
氏 名



(備考)

建築基準法（道路判定、建築協定）



道路判定

【判定区分】

建築基準法上の道路

- A 建築基準法第42条第1項に規定する道路
- B-1 建築基準法第42条第2項に規定する道路
- B-2 政令で定める道路

※B-1、B-2、暫定の判定の道路については、幅員4.0m未満の部分等、道路後退が発生する場合がありますので、建築指導課にお問い合わせください。

建築基準法上の道路ではない

- C 建築基準法第43条第2項による空地（建築基準法第43条第2項に基づき許可または認定が必要）
 - D 建築基準法第43条第2項による空地（建築基準法第43条第2項に基づき許可が必要）
 - E A-Dの判定のいずれにも該当しないもの
- ※判定区分C-D-Eの空地からの建築可否については、窓口にご相談ください。

暫定

- A 暫定A ⇒ 判定区分A 建築基準法第42条第1項に規定する道路
- B 暫定B ⇒ 判定区分B-1 建築基準法第42条第2項に規定する道路
- E 暫定E ⇒ 判定区分E

位置指定道路

- 位置指定道路 建築基準法第42条第3号に規定する道路
- 位置指定道路 建築基準法第42条第1項5号に規定されている道路で、既に廃止されているもの

台帳名	道路判定台帳
番号	None
判定区間	None
判定区分	暫定 Ⅱ道路
道種の種類	None
地名地番	None

土木（道路・河川）

道路網図、河川関連（法河川、準用河川）



出図日時: 2026-01-18 09:44:45



土木（道路・河川）

[その他市道]

路線種別	その他市道
路線番号	24-470
路線名	鶴羽田町第4 5号線
最小幅員 (m)	5.0
最大幅員 (m)	13.9
延長 (m)	102.2
未供用	



土木（道路・河川）

[その他市道]

路線種別	その他市道
路線番号	24-169
路線名	鶴羽田町第6号線
最小幅員（m）	4.2
最大幅員（m）	6.3
延長（m）	419.4
未供用	



照会結果

◆照会地：日本、〒861-5513 熊本県熊本市北区鶴羽田町1085-8
(緯度:32度51分58秒 経度:130度43分47秒)

◆制限表面の種類：円錐表面

◆制限高(標高)：約400m

[建築等可能高=制限高-照会地の地盤の高さ(標高)]

上記の照会地における、航空法第49条及び第56条の3による熊本空港での制限内容は以上のとおりです。
なお、原則として制限高を超える物件等(※1)を設置することはできません(※2)。

照会結果において、制限表面の種類：進入表面、延長進入表面または転移表面との結果が表示されている場合、または前述の制限表面に近接している地点が表示されている場合において、物件等(※1)の設置(例：建物の新築・建て替え・改築、またそれに伴う工事等)を予定されている場合は熊本国際空港株式会社窓口までお問い合わせください。

注意事項

※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

※2 水平表面、円錐表面、外側水平表面については一部例外があります。詳細につきましては下記の熊本国際空港株式会社窓口までお問い合わせください。

注1：上記制限高は標高です。照会地の地盤の高さにご注意ください。

注2：照会地の地盤の高さについては、照会者各自、自治体等関係機関にてご確認願います。

注3：工事中のクレーンなど一時的に設置される物件についても※1の物件等に該当しますのでご注意ください。

注4：地域によっては、制限高よりも地盤が高い区域が存在します。該当する場合は、大阪航空局への申請が必要となります。詳しくは下記の熊本国際空港株式会社窓口へお問い合わせください。

注5：上記回答で当該地が「範囲外」の場合や、物件等が制限高を超えていない場合でも、物件等(クレーン、アンテナ含む)※1の地上からの高さが60m以上の場合には、航空法第51条及び第51条の2の規定により航空障害灯の設置が必要となる場合があります。詳しくは国土交通省大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課管理係(06-6949-6527)へお問い合わせください。

注6：照会地によっては、熊本県警察ヘリポート、済生会熊本病院ヘリポートの制限表面にも影響を受ける場合がありますので、該当する場所の物件の設置に係る支障の有無については、熊本県警察ヘリポート、済生会熊本病院ヘリポートの管理者へお問い合わせください。

※熊本県警察ヘリポートの制限表面下に位置するところ

以下の地域において、地上から70mを超える物件等を設置する場合、ご連絡願います。

熊本市中央区 帯山1丁目、上水前寺1丁目、神水1丁目、神水本町、水前寺3丁目、水前寺4丁目、
水前寺5丁目、水前寺6丁目、水前寺公園
熊本市東区 湖東1丁目

問合せ先

熊本県警察本部通信指令課 初動指導係

TEL:096-381-0110(内3623)

※済生会熊本病院ヘリポートの制限表面下に位置するところ

以下の地域において、地上から35mを超える物件等を設置する場合、ご連絡願います。

熊本市南区 江越1丁目、江越2丁目、平田2丁目、近見4丁目、近見5丁目、近見9丁目
流通団地2丁目、御幸西1丁目、御幸西3丁目、御幸西4丁目

問合せ先

社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院 医療支援部 救命救急支援室

TEL:096-351-8000

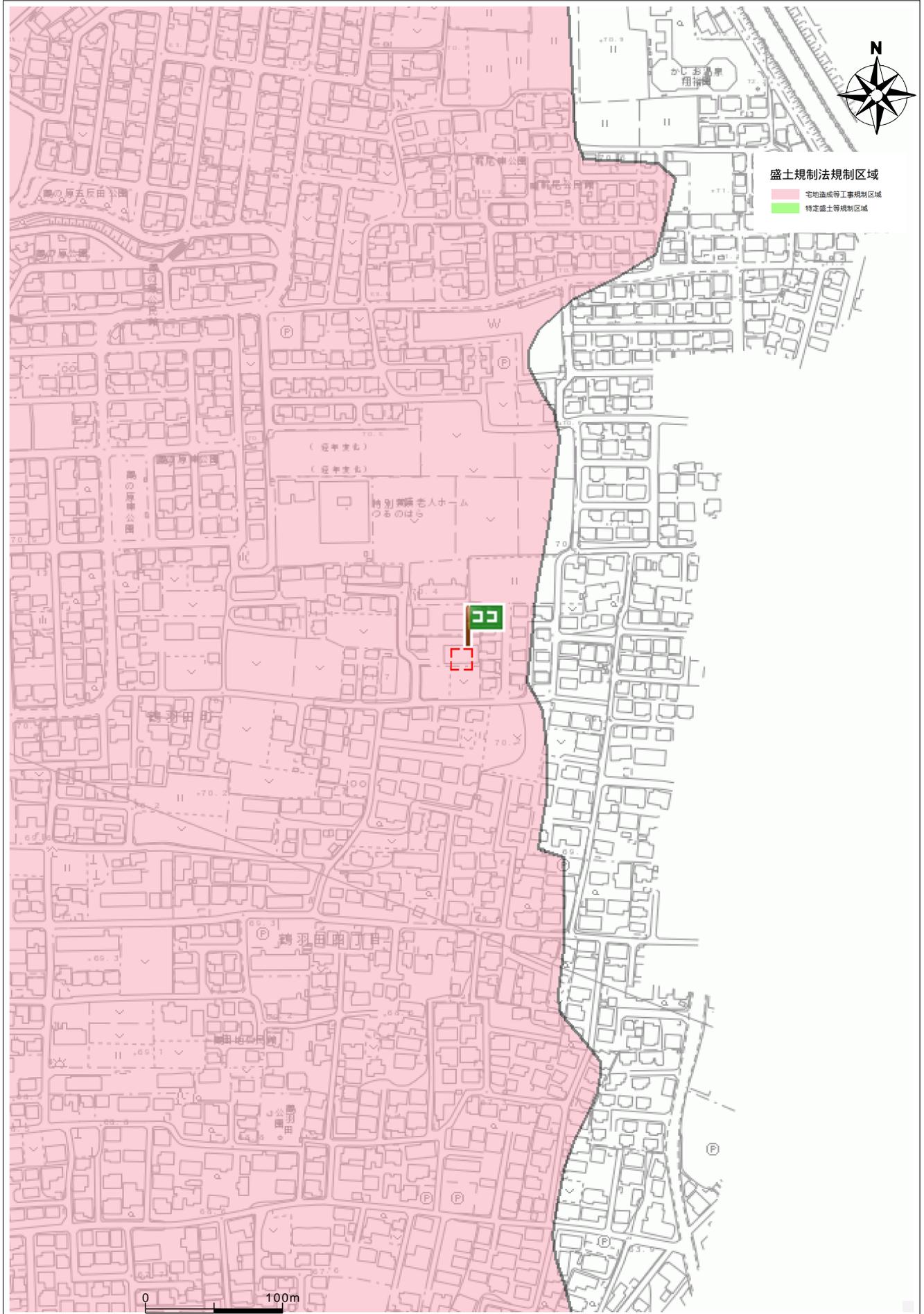
窓口

熊本国際空港株式会社

TEL:096-232-2311

(平日9:00~12:00及び13:00~17:00)

盛土規制法



住所

北区鶴羽田町 1085-3

